

広島県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年六月三十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

## 広島県条例第二十二号

### 広島県手数料条例の一部を改正する条例

広島県手数料条例（平成十二年広島県条例第五号）の一部を次のように改正する。  
別表職業能力開発促進法（以下この項において「法」という。）の項中「後期課程」の下に「特別支援学校の高等部」を、「一四、九〇〇円」の下に「（実技試験を実施する日が属する年度の四月一日において三十五歳に達していない者であつて、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第一の上欄の在留資格をもつて在留する者でないもの（以下「三十五歳未満の在留資格者以外の者」という。）が二級又は三級の技能検定を受けようとする場合にあつては五、九〇〇円）」を、「一三、一〇〇円」の下に「（三十五歳未満の在留資格者以外の者が二級又は三級の技能検定を受けようとする場合にあつては四、一〇〇円）」を、「一七、九〇〇円」の下に「（三十五歳未満の在留資格者以外の者が二級又は三級の技能検定を受けようとする場合にあつては二、九〇〇円）」を、「九、九〇〇円」の下に「（三十五歳未満の在留資格者以外の者にあつては二、九〇〇円）」を、「八、七〇〇円」の下に「（三十五歳未満の在留資格者以外の者にあつては二、九〇〇円）」を、「一一、九〇〇円」の下に「（三十五歳未満の在留資格者以外の者にあつては二、九〇〇円）」を加える。

### 附 則

この条例は、平成二十九年十月一日から施行する。